

ID: 215

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 保護係

<b>処分の概要</b>	保護の開始の申請に対する処分		
<b>法令名 根拠条項</b>	生活保護法 第24条第3項		
<b>法令番号</b>	昭和25年法律第144号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第24条第3項の規定による。                  (申請による保護の開始及び変更)</p> <p>第24条</p> <p>3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	申請のあった日から14日以内。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由があるときは30日まで延長可能(法第24条第5項)		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日